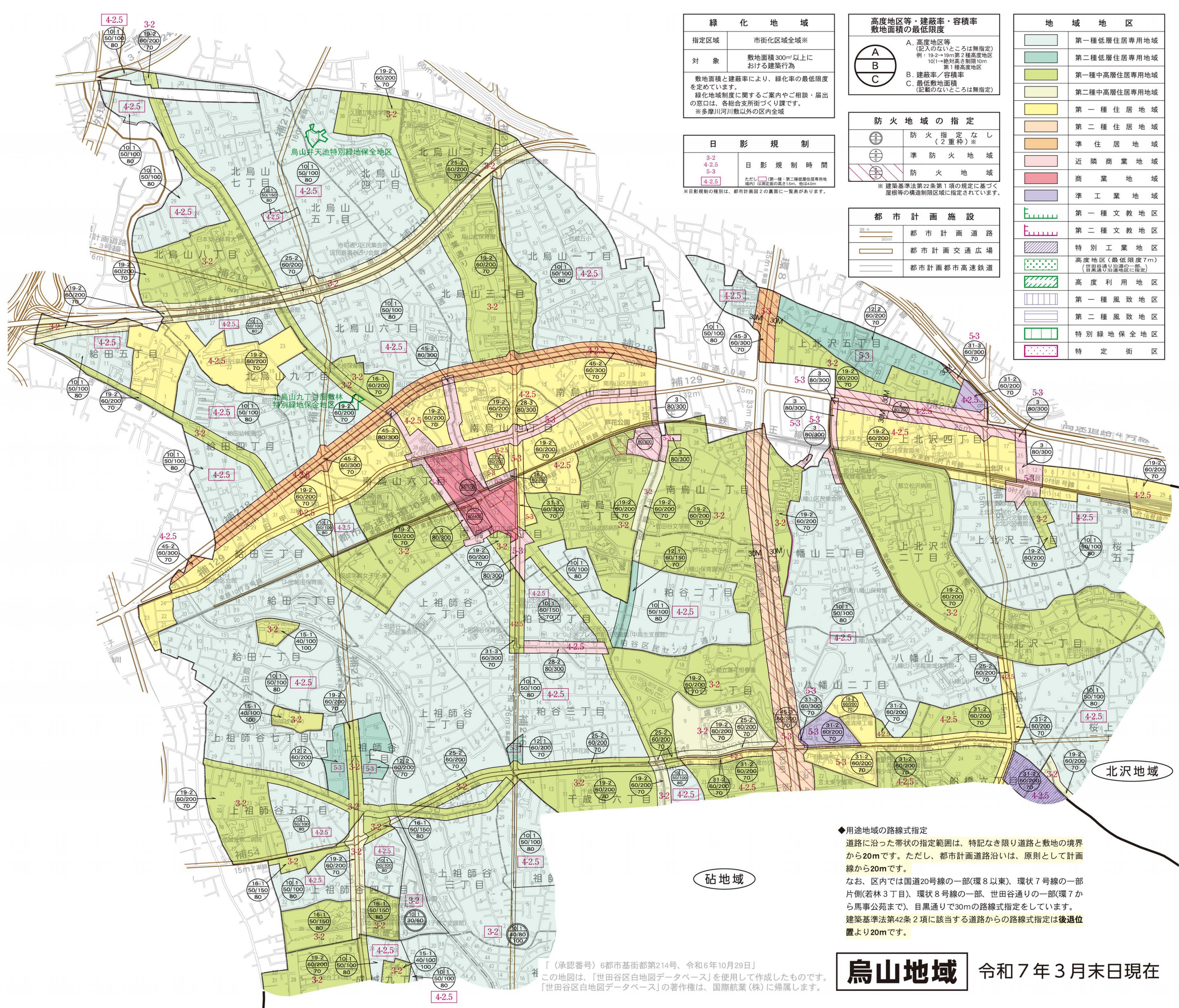




緑化地域	
指定区域	市街化区域全域※
対象	敷地面積300㎡以上における建築行為
敷地面積と建蔽率により、緑化率の最低限度を定めています。 緑化地域制度に関するご案内やご相談・届出の窓口は、各総合支所街づくり課です。 ※多摩川河川敷以外の区内全域	

日影規制	
3-2 4-2.5 5-3 4-2.5	日影規制時間
ただし、 第一種・第二種低層住居専用地域内 は測定面の高さ1.5m、色は4.0m	
※日影規制の種類は、都市計画図2の裏面に一覧表があります。	

高度地区等・建蔽率・容積率敷地面積の最低限度	
A B C	A. 高度地区等 (記入のないところは無指定) 例: 19-2→19m第2種高度地区 10-1→絶対高さ制限10m 第1種高度地区 B. 建蔽率/容積率 C. 最低敷地面積 (記載のないところは無指定)

防火地域の指定	
A B C	防火指定なし (2重枠)※
A B C	準防火地域
A B C	防火地域
※建築基準法第22条第1項の規定に基づく屋根等の構造制限区域に指定されています。	

都市計画施設	
4 30m	都市計画道路
30m	都市計画交通広場
30m	都市計画都市高速鉄道

地域地区	
1	第一種低層住居専用地域
2	第二種低層住居専用地域
3	第一種中高層住居専用地域
4	第二種中高層住居専用地域
5	第一種住居地域
6	第二種住居地域
7	準住居地域
8	近隣商業地域
9	商業地域
10	準工業地域
11	第一種文教地区
12	第二種文教地区
13	特別工業地区
14	高度地区(最低限度7m) (目黒通り沿道地区に指定)
15	高度利用地区
16	第一種風致地区
17	第二種風致地区
18	特別緑地保全地区
19	特定街区

◆用途地域の路線式指定
道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画線から20mです。
なお、区内では国道20号線の一部(環8以東)、環状7号線の一部(片側(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7から馬車公苑まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。
建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後退位置より20mです。